

・被表彰者の決定

県において選考審査会を組織し、決定する。

・募集期間（平成17年度の場合）

平成17年6月10日から7月22日

・表彰の時期（平成17年度の場合）

平成17年10月8日

② 認証、登録、協定

「男女イキイキ職場宣言」推進事業	
秋田県生活環境文化部男女共同参画課	
TEL	018-860-1555
FAX	018-860-3895
メールアドレス	persons@pref.akita.lg.jp
ホームページ	http://www.pref.akita.jp/josei/danjo.htm

① 目的

男女がともにその個性と能力を発揮し、仕事と生活の調和がとれた働き方ができる職場環境づくりに取り組もうとする企業等と、県が協定を結び、「男女イキイキ職場宣言」事業所として広く広報・支援することで、働く場の男女共同参画を促進する。

② 制度の概要

・対象者

県内に主たる事業所または支店等を有し、県内において事業活動を行う従業員30人以上の企業（国及び地方公共団体を除く）

・制度の内容

（1）協定

企業内に男女共同参画推進員をおき、次に掲げるいずれかの取り組みを行う企業と、県が協定を締結する。

- ① ポジティブアクションやセクシャルハラスメント防止、労働環境の整備等女性の労働を支援する積極的な取り組み
- ② 育児・介護休業制度の充実、休業後の職場復帰への対応、短時間労働制度の導入等仕事と家庭の両立を支援する積極的な取り組み
- ③ 次世代育成支援対策推進法に基づく、一般事業主行動計画の策定（従業員301人以上の企業を除く）

（2）広報・支援

- ① 新聞、県広報、ホームページへの掲載や紹介冊子の作成により、企業の取り組みを広く広報する。
- ② 企業内において男女共同参画推進員を対象とする研修を行う。

・募集期間

平成17年7月1日～9月30日（平成17年度の場合）

③ その他特記事項

平成17年度は、県内3地区で働く場の男女共同参画を進めるフォーラムを開催し、その場で協定を締結する。

次世代育成・少子化対策推進事業	
福島県商工労働部労働領域労政グループ	
TEL	024-521-7297
FAX	024-521-7932
メールアドレス	rousei@pref.fukushima.jp
ホームページ	http://www.pref.fukushima.jp/syoko/roudou/

① 目的

中小企業における子育てしやすい環境作りや、男女労働者がともに仕事と生活を調和できる働きやすい職場環境作りに向け、企業の自主的な取組を促進する。

② 制度の概要

・区分

- （1）「子育て応援」中小企業認証
- （2）「仕事と生活の調和」推進企業認証

・対象者

- （1）中小企業認証 県内の中小企業（常時雇用者30人以下）
- （2）推進企業認証 県内に本社がある民間企業

・対象事業（認証基準）

- （1）中小企業認証 次の3つの要件をすべて満たした中小企業。
 - ① 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定・実行
 - ② 労働者が利用しやすいように、計画策定時に意見聴取など行っている
 - ③ 計画策定後、育児休業取得者が生じている
- （2）推進企業認証

仕事と家庭の両立支援、パート労働者の公正な処遇、男女共同参画についての取組み状況を点数化し一定のポイント以上を獲得した企業。

・制度の内容

県は、認証企業の社会的評価が高まるよう、HPなどで積極的に広報する。

認証企業は、広報に表示したり、求人広告にPRすることによって企業のイメージアップや優秀な人材確保に活用する。

・募集期間

申請の受付は通年行い、認証の決定・公表は四半期ごとに行う。

認証の有効期間はないが、2年に1度取組状況について報告書を提出する。

③ その他特記事項

認証企業の中で、特に優れた取組を行っている企業については、「子育て支援」中小企業認証と「仕事と生活の調和」推進企業認証から各3社を選考し、毎年5月の子育て週間（福島県）に表彰する。

富山県男女共同参画チーフ・オフィサー設置事業	
富山県生活環境部男女参画・ボランティア課	
TEL	076-444-3137
FAX	076-444-3479
メールアドレス	danjosankaku2@pref.toyama.lg.jp
ホームページ	http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1712/index.html

① 目的

企業の役員クラスの方またはそれに準ずる方にチーフ・オフィサー（男女共同参画推進最高責任者）に委嘱し、それぞれの企業の中で男女共同参画をトップダウン方式で推進してもらい、事業所内での男女共同参画を図る。

② 制度の概要

・対象者

企業の役員クラスの方、またはそれに準ずる方（1事業所につき、1名）

・制度の内容

チーフ・オフィサーの役割は、①事業所内において男女共同参画の推進に関する普及啓発を行うこと ②事業活動を行うに当たって男女共同参画の推進に努めるよう、事業所内の気運の醸成に努めること ③県が実施する男女共同参画施策に協力することである。任期は1年で、知事が委嘱する。

県は、チーフ・オフィサーに対し、講演会の開催やニューズレターの送付により情報提供を行い、一定の効果のあった企業は、県において、男女共同参画推進事業所として認証する。

・募集期間（平成17年度の場合）

平成17年4月。

大阪府「男女いきいき・元気宣言」事業者制度

大阪府生活文化部男女共同参画課

TEL 06-6942-3821

FAX 06-6944-6648

メールアドレス danjokiyodo@sbox.pref.osaka.lg.jp

ホームページ http://pref.osaka.jp/danjo/

① 目的

大阪府男女共同参画推進条例第11条の規定を具体化したもので、働く場における男女共同参画の推進に向けた、事業者の取組の輪が広がっていくことを目指す。

② 制度の概要

・対象者

大阪府内に事業所があり、次の「対象事業」記載の取組を行っている、または、進める意欲がある企業・団体等

・対象事業

女性の能力を活用するための取組

仕事と家庭・その他の活動が両立できるようにするための取組

男女がともに働きやすい職場づくりのための取組

その他、働く場における男女共同参画を推進するための取組

・制度の内容

「女性の能力の活用」や「仕事と家庭の両立支援」など、男性も女性もいきいきと働くことのできる取組を進める意欲ある事業者を「男女いきいき・元気宣言」事業者として登録し、その取組を応援する。

（シンボルマークの提供、取組事例を冊子、HP等で紹介、専門家アドバイスの提供）

・募集期間

通年

③ その他特記事項

大企業だけでなく、中小企業も応援する制度であり、中小規模の市町村にも登録企業拡大への協力を呼びかけ、登録事業者からは取組推進の励みになっているという声も聴いている。

男女共同参画社会づくり協定制

兵庫県県民政策部地域協働局男女家庭課

TEL 078-362-3160

FAX 078-362-5035

メールアドレス ks_danjokatei@pref.hyogo.jp

ホームページ http://web.pref.hyogo.jp/danjyo/

① 目的

県内事業者の男女共同参画の職場づくりに向けた自主的な取組を支援する。

② 制度の概要

・対象者

男女共同参画社会づくりの職場に向けた取組を行っている、またはこれから行おうとしている県内の事業所（支店・支所を含む）

・対象事業

取組内容としては次のようなものがあげられる

① 仕事と家庭との両立がしやすい職場環境への配慮を行っている。

② 仕事と家庭のバランスに配慮した柔軟な働き方ができる制度を有しており、かつ実際に使いやすい環境整備を行っている。

③ 育児・介護休業制度に関して積極的な規定を有しており、かつ実際に使いやすい環境整備を行っている。

④ 仕事と家庭の両立を可能にする独自の制度を規定しており、かつ実際に使いやすい環境整備を行っている。

⑤ 女性の活用について、積極的な取組を行っている。

⑥ セクシュアル・ハラスメントの防止のための積極的な取組を行っている。

・制度の内容

・協定手続き

所定の用紙に必要事項を記入のうえ、県に応募する。その後、具体的な内容について協議を行い、年3回程度行う協定締結式で協定締結証を交付。

・協定締結後

協定を締結した事業所の取組内容を県のHP等でひろくPRするとともに、必要な情報提供を通して事業所の取組を支援する。

・募集期間

随時

③ その他特記事項

・協定締結事業所数：67事業所（H17.8.31現在）

・H17年度は、協定締結事業所間のネットワーク構築のためのセミナーや取組事例集の作成を予定している。

男女共同参画推進事業者奨励事業

和歌山県男女共生社会推進課

TEL 073-441-2510

FAX 073-441-2514

メールアドレス e0315001@pref.wakayama.lg.jp

ホームページ http://wave.pref.wakayama.lg.jp/danjyo/

① 目的

男女が共に安心して生き生きと働くことができる職場づくりに取り組んでいる事業者を登録し、その活動を応援するため、県のホームページなどで広くその取組を紹介する。

② 制度の概要

・対象者

県内に事業所がある企業、団体等

・対象事業

- ① 女性が能力を発揮しやすいするための取組
- ② 働く場での男女共同参画推進のための環境の整備
- ③ 仕事と家庭の両立のための環境の整備
- ④ セクシュアル・ハラスメント防止のための取組
- ⑤ その他男女共同参画推進のための積極的な取組
- ⑥ ①～⑤を進めている事業所

・制度の内容

上記事業者を登録し、ホームページ等で紹介するとともに、事業者に必要な情報提供等を行う。

・募集期間

H17年度～

③ その他特記事項

この事業の詳細につきましては、上記のホームページをご覧ください。

「鳥取県男女共同参画推進企業」認定制度

鳥取県企画部男女共同参画推進課

TEL 0857-26-7077

FAX 0857-26-7155

メールアドレス danjyo@pref.tottori.jp

ホームページ http://www.pref.tottori.jp/danjyo/

① 目的

男女共同参画の推進に理解と意欲があり、仕事と家庭の両立に配慮しながら、男女ともに働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいる企業を認定し、広く広報するとともに、県内企業における男女共同参画の普及推進を図る。

② 制度の概要

・対象企業等

活動拠点が県内に存在し、主に県内において事業活動を行い、下記のような取組を進めている企業、法人又は団体の組織

・取組内容

- ① 女性労働者の能力を活かす取組を実施している、又は今後実施を予定していること
- ② 仕事と育児・介護の両立支援のための制度を持ち、実際に利用されている、又は今後実施を予定していること
- ③ 男女がともに働きやすい職場環境づくりの取組を実施していること、又は今後実施を予定していること
- ④ 労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等の関係法令が遵守されていること

・制度の内容

職場における取組を推進するため、男女ともに働きやすく、能力が発揮できる職場環境づくりや仕事と家庭の両立に積極的に取り組む企業等を「男女共同参画推進企業」として認定する（平成16年2月制度創設）。

企業等からの申請に基づき、男女共同参画推進課で書類審査・実地調査を行い、その結果を、認定委員会に諮り、認定。

認定の有効期間は、認定した日から起算して3年を経過した日の属する年度の末日までとし、毎年、男女共同参画推進状況について報告書を提出。

認定企業には、県がホームページや冊子等で取組を広く紹介し、企業の積極的姿勢を地域にアピールする。

・募集期間

随時申請受付

・認定企業数

8社（平成17年8月末現在）

企業・事業所の「子育て応援宣言登録制度」

福岡県生活労働部労働局新雇用開発課

TEL 092-643-3586

FAX 092-643-3619

メールアドレス shinkoyo@pref.fukuoka.lg.jp

ホームページ http://www.pref.fukuoka.lg.jp

① 目的

男女従業員が出産・子育て期を通して十分な子育てをしながら、引き続きその能力を活かして働くことができる社会を実現するため

② 制度の概要

・対象者

県内に事務所等がある、全ての企業・事業所

・制度の内容

企業・事業所の代表者に、男女従業員の仕事と子育ての両立を支援するために具体的に取り組む内容を宣言してもらい、県が登録する制度。

登録企業には、登録証・登録マークを交付するとともに、様々な情報を提供し、県のホームページ等で広く県民に紹介していくもの。

※宣言内容の例

- 育児休業が取得しやすいよう、代替要員を確保します
- 育児休業取得者が職場復帰しやすいよう、復帰前（後）に研修を行います。
- 子供のいる従業員は、勤務時間を短縮することができるようになります
- 「ノー残業デー」を導入します

・募集期間

随時

③ その他特記事項

・登録状況

85事業所（平成17年8月16日現在）

・今後の取組

今後、単独企業では困難な取組（例：事業所内託児所の設置）を可能とするため子育て応援宣言登録企業をネットワーク化するとともに、仕事と子育ての両立のための課題解決に向けたアドバイザーの派遣等を行う。

(3) 地域における普及啓発

① 出前講座

出前講座

岩手県環境生活部青少年・男女共同参画課

TEL 019-629-5346

FAX 019-629-5354

メールアドレス AC0006@pref.iwate.jp

ホームページ http://www.pref.iwate.jp/~hp0313